



公告

長野赤十字病院労働組合から夏季一時金等の要求に関して、平成16年6月13日以降、長野赤十字病院及び長野赤十字上山田病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成16年6月10日

長野県知事 田中康夫

労政課

公告

平成17年度長野県公衆衛生専門学校歯科衛生士学科学生を次のとおり募集します。

平成16年6月10日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員等

所在地及び名称	募集人員	うち推薦による選抜
長野市妻科144番地(郵便番号380-0872) 長野県公衆衛生専門学校 電話 026(232)4274	20人	10人程度
伊那市大字伊那4347番地の1 (郵便番号396-0021) 長野県公衆衛生専門学校伊那校 電話 0265(72)4730	20人	10人程度

2 修業年限

2年

3 出願資格

次のいずれかに該当する者(平成17年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第56条に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含みます。)
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

4 入学試験

(1) 期日

平成17年1月25日(火)

(2) 場所

入学しようとする長野県公衆衛生専門学校又は長野県公衆衛生専門学校伊那校

(3) 審査内容

ア 学力試験科目

国語Ⅰ(現代文に限ります。)及び英語Ⅰ

イ 人物考査

ウ 身体検査(健康診断書によります。)

5 入学志願の手続

(1) 提出書類

ア 入学願書(本校所定の用紙によります。)

イ 成績証明書又は調査書

ウ 人物調書(本校所定の用紙によります。)

エ 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書(イによる書類の記載のある場合を除きます。)

オ 健康診断書(本校所定の用紙によります。)

カ あて先明記の返信用封筒(90円切手をはった長形3号定形封筒)

(2) 受付場所

入学しようとする長野県公衆衛生専門学校又は長野県公衆衛生専門学校伊那校

(3) 受付期間

平成17年1月6日(木)から1月13日(木)まで(郵送による場合は、平成17年1月13日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(4) 受験料

受験料(2,200円)は、長野県収入証紙により(入学願書にはって、消印しないでください。)納付してください。

(5) 受験票の交付

入学願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

6 合格者の発表

(1) 期日

平成17年2月8日(火)

(2) 方法

受験した学校に掲示するほか、全員に通知します。

7 学力試験の免除

最終学校における成績が特に優秀であって当該学校長から推薦された者についての入学試験の実施方法等は、次のとおりとします。

(1) 出願資格

平成17年3月に長野県内の高等学校を卒業見込みの者

(2) 推薦条件

ア 学業成績、人物ともに優れ心身ともに健康で歯科衛生士への能力適性について高等学校長が責任をもって推薦できる者

イ 合格した場合必ず入学する者

ウ 卒業後、長野県内において歯科医療従事者として社会に貢献しようとする積極的な意志を有する者

(3) 入学者の選抜期日、場所及び選抜方法

選抜期日 平成16年11月5日(金)

場所 4の(2)のとおり

選抜方法 小論文、面接及び書類審査(身体検査を含みます。)

(4) 提出書類

5の(1)に掲げる書類のほか推薦書(本校所定の用紙により、高等学校長が作成したもの。)

(5) 受付場所

5の(2)のとおり

(6) 受付期間

平成16年10月12日(火)から10月15日(金)まで(郵送による場合は、平成16年10月15日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(7) 受験料

5の(4)のとおり

(8) 受験票の交付

5の(5)のとおり

(9) 選抜結果の通知等

選抜結果は、推薦高等学校長を経由して本人に通知します。
(選抜結果の通知書は平成16年11月12日(金)に発送します。)

(10) 合格者の発表

6のとおり

8 問い合わせ先等

入学願書等の用紙の請求又は出願についての問い合わせは、入学しようとする長野県公衆衛生専門学校又は長野県公衆衛生専門学校伊那校に行ってください。(郵便により入学願書等の用紙を請求する場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号33センチメートル×24センチメートル)を同封してください。)

医 務 課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年6月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 塩尻野村店

塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1787-8 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
1	午前8時30分から 午後10時30分まで	24時間
2		午前6時から 午後9時まで

4 変更する年月日

平成16年6月18日

5 届出年月日

平成16年5月28日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年6月10日から平成16年10月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年6月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 笹部店

松本市笹部1-606-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
1	午前8時30分から 午後10時30分まで	24時間
2	—	午前6時から 午後9時まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前5時から午後9時まで	午前4時から午後9時まで

- 4 変更する年月日
平成16年6月18日
- 5 届出年月日
平成16年5月28日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年6月10日から平成16年10月12日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成16年6月10日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日	患疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成16年5月21日	疑似患畜	1	北佐久郡軽井沢町

畜産課

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成16年6月10日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日	患疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成16年5月26日	疑似患畜	1	南安曇郡穂高町
		平成16年6月1日	患畜	1	上水内郡信濃町
		平成16年6月1日	疑似患畜	1	上水内郡信濃町
		平成16年6月1日	患畜	1	小県郡青木村

畜産課

公告

県営みどり湖地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年6月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成9年7月22日
- 3 工事の完了年月日
平成12年2月10日

土地改良課

公告

県営山形東部地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年6月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地改良事業の名称
県営一般農道整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成3年8月20日
- 3 工事の完了年月日
平成14年3月25日

土地改良課

公告

茅野市における県営玉川地区第2換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年5月18日行いました。

平成16年6月10日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

公告

上伊那郡南箕輪村における県営大泉川南地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年5月26日行いました。

平成16年6月10日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

公告

平成17年度長野県短期大学学生を次のとおり募集します。

平成16年6月10日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

学科・専攻名		募 集 人 員			
		推薦による 選抜	社会人特別 選抜	学力検査に よる選抜	合 計
多文化コミュニケーション学科	国際地域文化専攻	20人程度	若干名	20人程度	40人
	英語英米文化専攻	15人程度	若干名	25人程度	40人
	日本語日本文化専攻	20人程度	若干名	20人程度	40人
生活科学科	健康栄養専攻	15人程度	若干名	25人程度	40人
	生活環境専攻	25人程度	若干名	15人程度	40人
幼児教育学科		15人程度	若干名	25人程度	40人

2 推薦による選抜

(1) 出願資格

長野県内の高等学校を平成17年3月に卒業見込みの者(多文化コミュニケーション学科日本語日本文化専攻及び幼児教育学科にあっては、長野県内の高等学校を卒業した者を含みます。)

(2) 推薦条件

次の条件を満たしている者

学科・専攻	条 件	全体の評定平均値	1 高等学校長が推薦できる人員
多文化コミュニケーション学科 国際地域文化専攻	国際社会・文化と地域社会・文化に強い関心を持ち、学習・研究意欲の高い者	調査書の全体の評定平均値が3.8以上の者	3名以内
多文化コミュニケーション学科 英語英米文化専攻	英語及び英米文化に強い関心があり、学習・研究意欲の高い者	調査書の全体の評定平均値が3.8以上の者	2名以内。ただし、英語科又は国際教養科のある高等学校にあっては3名以内(英語科又は国際教養科の生徒1名以上を含む。)
多文化コミュニケーション学科 日本語日本文化専攻	日本語、日本文化及び日本文学に強い関心があり、学習・研究意欲の高い者	調査書の全体の評定平均値については問わない。ただし、国語の評定平均値については4.0以上の者	2名以内
生活科学科 健康栄養専攻	食生活と健康に強い関心を持つ者及び将来栄養士を目指す者が学習・研究意欲の高い者	調査書の全体の評定平均値が4.0以上の者(生物及び化学を選択した者が望ましい。)	1名
生活科学科 生活環境専攻	生活環境に強い関心を持ち、かつ、自ら学習・追求しようとする意欲のある者	調査書の全体の評定平均値が3.5以上の者	2名以内
幼児教育学科	幼児教育に関心と意欲のある者	調査書の全体の評定平均値については問わない。	1名。ただし、卒業した者にあつては、平成17年3月に卒業見込みの者とは別に1名推薦することができる。

(3) 出願手続

ア 出願方法

提出書類は、出身高等学校長を経由して長野県短期大学教務課に提出してください。

イ 提出書類

- (7) 入学願書(本学所定の用紙による。)
- (4) 志望理由書(本学所定の用紙による。)
- (9) 推薦書(本学所定の用紙により、出身高等学校長が作成し、封印したもの)
- (エ) 出身高等学校長が作成した調査書(廃校、り災その他の事情によって出身高等学校長の調査書が得られない者は、卒業証明書及び成績通信簿又はこれに相当する書類)
- (オ) 写真2枚(出願前3月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7センチメートル、横5センチメートルの写真を受験票にはってください。)
- (カ) 返信用封筒(長形3号封筒に簡易書留と朱書して430円切手をはり、志願者の住所、氏名及び郵便番号を明記したもの)
- (キ) 選抜結果通知用封筒(1高等学校につき1通。長形3号封筒に簡易書留速達と朱書して710円切手をはり、出身高等学校長名、学校所在地及び郵便番号を明記したもの)
- (ク) 健康診断書(多文化コミュニケーション学科日本語日本文化専攻及び幼児教育学科に出願する者で平成15年3月以前に高等学校を卒業した者のみ必要。視力、聴力、疾病及び異常について医師の作成したもので、出願前3月以内に受診したもの)

ウ 入学審査料

1万8,000円(長野県収入証紙(入学願書にはって、消印しないこと。))により納付してください。

エ 入学願書の受付期間

平成16年10月29日(金)から11月4日(木)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除きます。

郵送による場合は、書留郵便とし、11月4日(木)までの必着とします。

オ 入学願書の提出先

長野市三輪八丁目49番7号(郵便番号 380-8525)

長野県短期大学事務局教務課

カ 受験票の交付等

入学願書を受理したときは、受験票を交付しますので、試験当日必ず持参してください。

(4) 入学者の選抜方法

書類審査、小論文及び面接に基づいて行います。

(5) 入学者選抜期日及び場所

ア 期 日 平成16年11月12日(金)

イ 場 所 長野県短期大学

(6) 合格者の発表等

選抜結果は、平成16年11月18日(木)午前9時に長野県短期大学内に掲示するとともに、出身高等学校長を経由して本人に通知します。また、本学ホームページ(<http://www.nagano-kentan.ac.jp>)に掲載します(電話による問い合わせには応じません。)

なお、推薦による選抜の結果、合格しなかった者は、4に定めるところによる学力検査による選抜に出願することができます。

(7) その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県短期大学事務局教務課(電話026-234-1221)に行ってください。

3 社会人特別選抜

(1) 出願資格

昭和55年4月1日までに生まれた者であって平成16年4月1日から1年間引き続き長野県内に住所を有すると見込まれる者とし、次のいずれかに該当する者

ア 高等学校を卒業した者

イ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。なお、同規則第69条第6号により出願する者は、8月27日(必着)までに所定の入学資格認定申請書を提出してください。申請の用紙は、前記2の(3)のオに請求してください。

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書(本学所定の用紙によります。)

(4) 志望理由書(本学所定の用紙によります。)

(9) 出身高等学校長(通常の課程による12年の学校教育を修了した者にあつては、出身学校長。以下同じ。)が作成した卒業証明書及び成績証明書(大学検定合格者にあつては、合格証明書及び成績証明書。廃校、り災その他の事情によって出身高等学校長の証明書が得られない者にあつては、これらに相当する書類)

なお、大学、専修学校等を卒業した者にあつては、当該学校長が作成した卒業証明書及び成績証明書を併せて提出してください。

(エ) 写真2枚(出願前3月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7センチメートル、横5センチメートルの写

真を受験票にはってください。)

- (ア) 返信用封筒(長形3号封筒に簡易書留と朱書して430円切手をはり、志願者の住所、氏名及び郵便番号を明記したもの)
- (カ) 健康診断書(視力、聴力、疾病及び異常について医師の作成したもので、出願前3月以内に受診したもの)
- (キ) 住民票(出願者本人分のみ。ただし、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受けない者にとっては、外国人登録済証明書)

イ 入学審査料

2の(3)のウのとおり

ウ 入学願書の受付期間

平成16年10月29日(金)から11月4日(木)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除きます。

郵送による場合は、書留郵便とし、11月4日(木)までの必着とします。

エ 入学願書の提出先

2の(3)のオのとおり

オ 受験票の交付

2の(3)のカのとおり

(3) 入学者の選抜方法

書類審査、小論文及び面接に基づいて行います。

(4) 入学者選抜期日及び場所

ア 期 日 平成16年11月12日(金)

イ 場 所 長野県短期大学

(5) 合格者の発表等

選抜結果は、平成16年11月18日(木)午前9時に長野県短期大学内に掲示するとともに合格者に通知します。また、本学ホームページ(<http://www.nagano-kentan.ac.jp>)に掲載します(電話による問い合わせには応じません。)

なお、社会人特別選抜の結果、合格しなかった者は、4に定めるところによる学力検査による選抜に出願することができます。

(6) その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県短期大学事務局教務課(電話026-234-1221)に行ってください。

4 学力検査による選抜

(1) 出願資格

次のいずれかに該当する者(平成17年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

ア 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

イ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

ウ 学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。なお、同規則第69条第6号により出願する者は、11月5日(必着)までに所定の入学資格認定申請書を提出してください。申請の用紙は、前記2の(3)のオに請求してください。

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書(本学所定の用紙によります。)

(イ) 最終学校長が作成した調査書(大学入学資格検定合格者にとっては、合格証明書及び成績証明書。廃校、り災その他の事情によって最終学校長の調査書が得られない者にとっては、卒業証明書及び成績通信簿又はこれに相当する書類)

(ウ) 写真2枚(出願前3月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7センチメートル、横5センチメートルの写真を受験票にはってください。)

(エ) 健康診断書(平成15年3月以前に高等学校を卒業した者及び(1)のイ又はウに該当する者のみ必要です。視力、聴力、疾病及び異常について医師の作成したもので、出願前3月以内に受診したもの)

(オ) 返信用封筒2通(1通は長形3号封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、簡易書留と朱書して430円切手をはってください。もう1通は、角型2号封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を明記したもので切手をはる必要はありません。)

イ 入学審査料

2の(3)のウのとおり

ウ 入学願書の受付期間

平成17年1月4日(火)から1月12日(水)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除きます。

郵送による場合は、書留郵便とし、1月12日(水)までの必着とします。

エ 入学願書の提出先

2の(3)のオのとおり

オ 受験票の交付

2の(3)のカのとおり

(3) 入学者の選抜方法

筆記試験、調査書等に基づいて行います。

(4) 入学者選抜試験

ア 期日及び場所

(7) 期 日 平成17年2月8日(火)

(4) 場 所 長野県短期大学

イ 筆記試験の教科、科目及び配点

(7) 多文化コミュニケーション学科国際地域文化専攻

教 科		科 目		配 点
国 語		国語 I 及び国語 II		100
外 国 語		英語 I 及び英語 II		100
選 択	地 理 史	日本史 B	日本史 B、世界史 B 及び数学のう ちから一つを選 択	100
		世界史 B		
	数 学	数学 I 及び数学 II (微分積分を除く。)		

(4) 多文化コミュニケーション学科英語英米文化専攻

教 科		科 目		配 点
外 国 語		英語 I、英語 II、オーラルコミュニケーション B、 リーディング及びライティング		150
選 択	国 語	国語 I 及び国語 II	国語、日本史 B 及 び世界史 B のう ちから一つを選 択	100
	地 理 史	日本史 B		
		世界史 B		

(7) 多文化コミュニケーション学科日本語日本文化専攻

教 科		科 目		配 点
国 語		国語 I 及び国語 II		100
外 国 語		英語 I 及び英語 II		100
選 択	地 理 史	日本史 B	日本史 B 及び世 界史 B のうちか ら一つを選択	100
		世界史 B		

(エ) 生活科学科健康栄養専攻

教 科		科 目	配 点
国 語		国語Ⅰ及び国語Ⅱ	100
外 国 語		英語Ⅰ及び英語Ⅱ	100
選 択	数 学	数学Ⅰ及び数学Ⅱ（微分積分を除く。）	100
	理 科	生物ⅠB	

数学及び理科のうちから一つを選択

(オ) 生活科学科生活環境専攻及び幼児教育学科

教 科		科 目	配 点
国 語		国語Ⅰ及び国語Ⅱ	100
外 国 語		英語Ⅰ及び英語Ⅱ	100
選 択	地 理 歴 史	日本史B	100
		世界史B	
	数 学	数学Ⅰ及び数学Ⅱ（微分積分を除く。）	
	理 科	生物ⅠB	

日本史B、世界史B、数学及び理科のうちから一つを選択

(注) 英語英米文化専攻の外国語では、リスニングテストを併せて行います。

(5) 合格者の発表

平成17年2月16日(水)午前9時に長野県短期大学内に掲示するとともに合格者に通知します。また、本学ホームページ (<http://www.nagano-kentan.ac.jp>) に掲載します(電話による問い合わせには応じません)。

(6) その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県短期大学事務局教務課(電話026-234-1221)に行ってください。

教育振興課

公告

千曲市新山土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年6月10日

長野県長野地方事務所長 金井 範 夫

理 事

新 任

氏 名	住 所
青 木 理	千曲市大字新山307番地
山 崎 明 則	千曲市大字新山702番地1
荻 原 賢 司	千曲市大字新山217番地2
青 木 治 夫	千曲市大字新山356番地
丸 山 静 子	千曲市大字新山151番地1

退 任

氏 名	住 所
宮 原 正 明	千曲市大字新山388番地1

北 原 秋 次	千曲市大字新山1452番地1
金 田 繁 実	千曲市大字新山616番地5
内 堀 貴	千曲市大字新山294番地
中 島 忠	千曲市大字新山297番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
宮 原 正 明	千曲市大字新山388番地1
北 原 秋 次	千曲市大字新山1452番地1
金 田 繁 実	千曲市大字新山616番地5

退 任

氏 名	住 所
玉 井 定 利	千曲市大字新山310番地
宮 原 秀 幸	千曲市大字新山446番地
内 堀 廣 志	千曲市大字新山212番地

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年6月10日

長野県佐久技術専門校長 中野重則

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成16年9月30日

(4) 納入場所

長野県佐久技術専門校

(5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市大字高柳346-4

長野県佐久技術専門校

電話 0267(62)0549

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県佐久技術専門校 視聴覚室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札書は受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

(別表)

調達物品名	台数	入札及び開札日	入札時間	等級区分
立てフライス盤	1台	平成16年 6月25日(金)	午後 1時30分	B以上
万能フライス盤	1台	平成16年 6月25日(金)	午後 2時00分	B以上

産業活性化・雇用創出推進局

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成16年6月10日

長野県公営企業管理者 古林弘充

名称 所在地 廃止年月日
塩田水道設備 上田市大字古安曾961番地5 平成16年5月10日

水道課

正 誤

平成16年3月31日付け長野県規則第22号「児童福祉法施行細則の一部を改正する規則」中

ページ 行(箇所) 誤 正
15 下から10 法第18の8 法第18条の8

子ども支援課